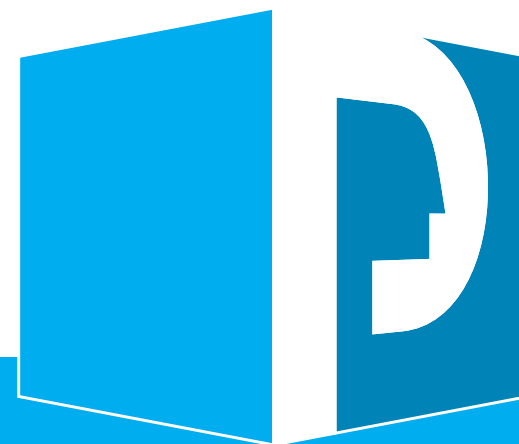


PCA 法人税シリーズ

プログラム変更内容について

Rev.28.01



◆はじめに

『PCA 法人税』（Rev.28.01）では、以下の税制改正、機能変更等に対応いたしました。

◆税制改正への対応

以下の改正に対応しました。

○「強い経済」の実現に向けた対応

【地方税】

- ・賃上げ税制の見直し (P.2)

○防衛力強化に係る財源確保のための税制措置(令和 7 年度改正内容)

【地方税】

- ・防衛特別法人税の創設 (P.3)

○地域・中小企業の活性化(令和 6 年度改正内容)

【地方税】

- ・外形標準課税の見直し (P.4)

◆電子申告

○地方税電子申告のバージョンアップに対応

- ・令和 8 年 7 月の地方税電子申告のバージョンアップ(令和 8 年度の様式バージョン)に対応しました。
- ・提出先マスタの変更に対応しました。

※電子申告の対応バージョンについては P.16 をご覧ください。

○電子申告・地方税電子申告の商業登記電子証明書のリモート署名に対応しました。

商業登記電子証明書の管理をより安全にするため、令和 8 年 7 月から商業登記電子証明書のリモート署名が導入されます。

電子署名で選択できる認証局サービスに以下の内容を追加しています。

- ・商業登記電子証明書（リモート署名）

◆税制改正の内容

○「強い経済」の実現に向けた対応

【地方税】

・賃上げ税制の見直し

<適用時期>

令和 8 年 4 月 1 日から

<内容>

給与等の支給額が増加した場合の付加価値割の課税標準からの控除制度（中小企業向けの措置を除く）について、適用期限（令和 9 年 3 月 31 日）の到来をもって廃止することとし、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度について、次の見直しを行う。

適用対象を、常時使用する従業員の数が 2,000 人以下である法人に限ることとする。

適用要件を、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が 4%以上（現行：3%以上）であることとする。

<PCA 法人税の対応>

・第六号様式別表五の六の三

○防衛力強化に係る財源確保のための税制措置(令和 7 年度改正内容)

【地方税】

・ 防衛特別法人税の創設

<適用時期>

令和 8 年 4 月 1 日から

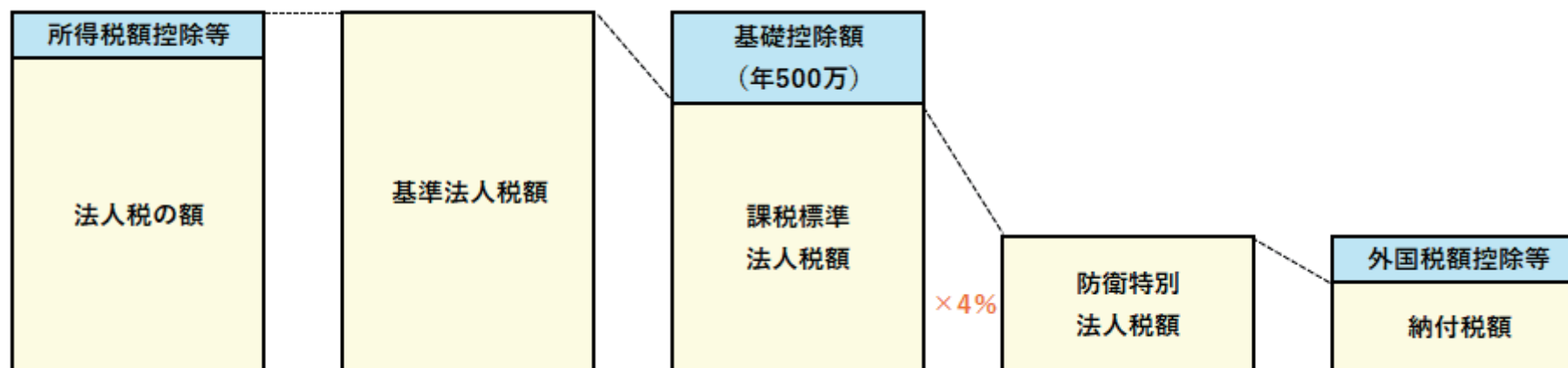
<内容>

各事業年度の所得に対して法人税が課される法人は、令和 8 年 4 月 1 日以降に開始する各事業年度において、所得税額控除など一定の税額控除を適用せずに計算した法人税額（基準法人税額）から年 500 万円を控除した金額に 4% の税率を乗じて算出した金額を、防衛特別法人税として申告・納付することになります。

法人税を納めるすべての法人が対象です。

申告は法人税の確定申告と同時に行います。（令和 9 年度からは中間申告も対象となります。）

$$\text{防衛特別法人税} = (\text{基準法人税額} - \text{基礎控除 [500 万円]}) \times \text{税率 4\%}$$



<PCA 法人税の対応>

- ・ 第七号の二様式(その 1)
- ・ 第七号の二様式(その 2)
- ・ 第七号の二様式別表一
- ・ 第二十号の四様式
- ・ 第二十号の四様式別表一

○地域・中小企業の活性化(令和 6 年度改正内容)

【地方税】

・外形標準課税の見直し

<適用時期>

令和 8 年 4 月 1 日から

<内容>

100%子法人等への対応（令和 8 年 4 月 1 日以後開始事業年度から適用）

【対象法人】

次の要件をすべて満たす法人は、外形標準課税の対象となります。

- ・所得等課税法人(※1)以外の法人で、事業年度終了の日において資本金の額が 1 億円以下
- ・特定法人(※2)との間に当該特定法人による法人税法に規定する完全支配関係がある法人（ケース 1）又は 100%グループ内の複数の特定法人に発行済株式等の全部を保有されている法人（ケース 2）
- ・事業年度終了の日において、払込資本の額(※3)が 2 億円超又は資本金と資本剰余金の合計額が 2 億円超

※1 所得等課税法人とは

法第 72 条の 4 第 1 項各号に掲げる法人、第 72 条の 5 第 1 項各号に掲げる法人、第 72 条の 24 の 7 第 7 項各号に掲げる法人、人格のない社団等、みなし課税法人、投資法人、特定目的会社並びに一般社団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）

※2 特定法人

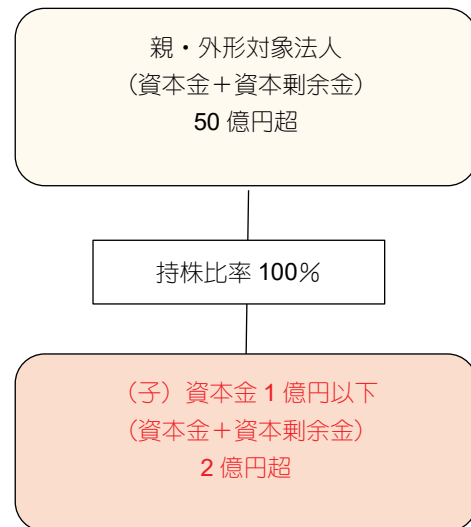
払込資本の額(資本金＋資本剰余金)が 50 億円を超える法人（外形標準課税の対象外である法人を除く。）及び保険業法に規定する相互会社（外国相互会社を含む。）

なお、日本国内に恒久的施設（PE）を有しない外国法人であっても、特定法人の要件を満たせば、事業年度終了の日においてその外国法人である特定法人と完全支配関係にある子法人（払込資本の額が 2 億円超）は外形標準課税の対象となります。

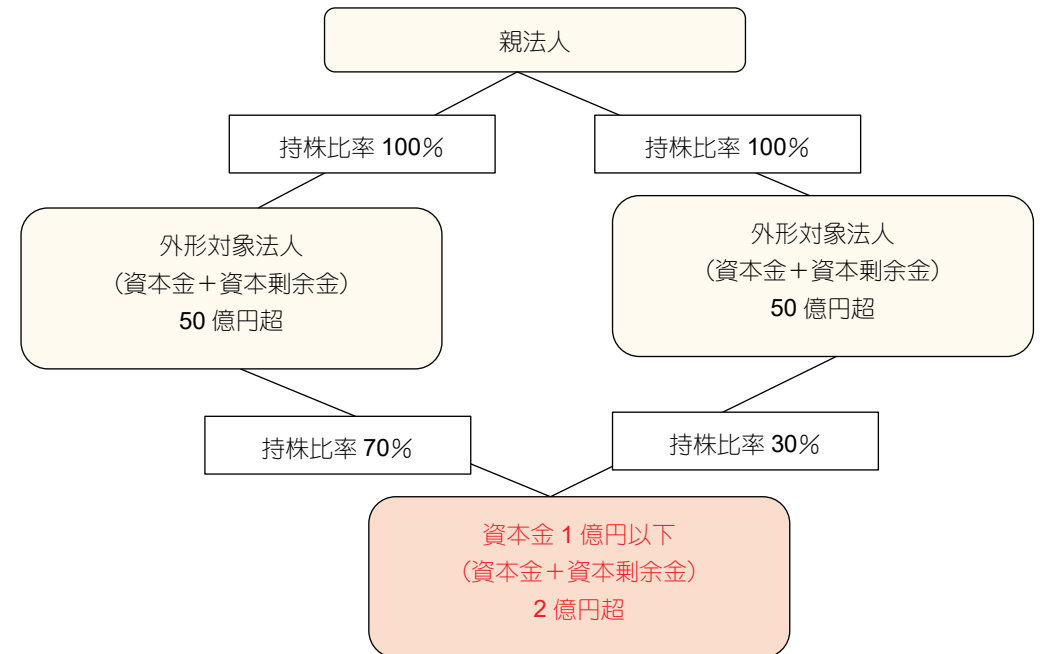
※3 払込資本の額

公布日（令和 6 年 3 月 30 日）以後に当該法人が行う資本剰余金を原資とした配当等により減少した払込資本の額を加算した額

（ケース 1 の例）



（ケース 2 の例）



<PCA 法人税の対応>

- ・ 第六号様式
- ・ 第六号様式別表五の七
- ・ 第六号の三様式
- ・ 外形標準課税対象様式等

◇追加様式

以下の様式が追加されました。

様式		ページ
第六号様式別表五の七	令和6年改正法附則第8条第2項の控除額に関する計算書	7

◇様式の変更

様式		変更点	ページ
第六号様式	都道府県民税、事業税、特別法人事業税の申告書	項目の追加 項目の変更 算式の変更	8
第六号様式別表五の二	付加価値額及び資本金等の額の計算書	項目の変更	—
第六号様式別表五の二の三	資本金等の額に関する計算書	項目の変更	9
第六号様式別表五の六の三	給与等の支給額が増加した場合の付加価値額の控除に関する明細書	算式の変更	—
第六号様式別表九	欠損金額等及び災害損失欠損金額の控除明細書	項目の変更 算式の変更	—
第六号様式別表十一	民事再生等評価換えが行われる場合以外の再生等欠損金額等及び解散の場合の欠損金額等の控除明細書	項目の変更	—
第七号の二様式(その1)	外国の法人税等の額の控除に関する明細書(その1)	項目の変更 算式の変更	10
第七号の二様式(その2)	外国の法人税等の額の控除に関する明細書(その2)	項目の変更 算式の変更	11
第七号の二様式別表一	控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算に関する明細書	項目の追加 項目の変更 算式の変更	12
第七号の三様式	特定寄附金を支出した場合の税額控除の計算に関する明細書	算式の変更	—
第二十号の四様式	外国の法人税等の額の控除に関する明細書	項目の変更 算式の変更	13
第二十号の四様式別表一	控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算に関する明細書	項目の追加 項目の変更 算式の変更	14
第六号の三様式	都道府県民税、事業税、特別法人事業税の予定申告書	項目の追加 項目の変更 算式の変更	15

◆様式の変更・追加 ※こちらに掲載している様式以外についても、軽微な様式等の変更があります。

◆追加

■第六号様式別表五の七

令和 6 年改正法附則第 8 条第 2 項の
控除額に関する計算書

事業 年度	令和 8・4・1 令和 9・3・31	法 人 名	ビー・シー・エー商事株式会社
----------	-----------------------	-------------	----------------

1. 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業に係る計算

摘 要	課 税 標 準 額	令和八年度分基準法人事業税額／ 令和九年度分基準法人事業税額		比 較 法 人 事 業 税 額	
		税率	税 額（イ）	税率	税 額（ロ）
所得金額総額 第6号様式②、第6号様式②の2②又は第6号様式②の2③	円				
所得 年400万円以下の金額 ②	000			3.5	円 00
年400万円を超え年800万円以下の金額 ③	000			5.3	00
年800万円を超える金額 ④	000			7.0	00
計 ②+③+④ ⑤	000				00
軽減税率不適用法人の金額 第6号様式②、第6号様式②の2②又は第6号様式②の2③	000	1.0	円 00	7.0	00
付加価値額総額 第6号様式②、第6号様式②の2②又は第6号様式②の2③					
付加価値額 ⑤	000	1.2	円 00		
資本金等の額総額 第6号様式②、第6号様式②の2②又は第6号様式②の2③	10,000,000				
資本金等の額 ⑥	10,000,000	0.5	円 50,000		
仮計	⑤+⑥+⑦又は⑥若しくは⑦		円 50,000		円 00

2. 法第72条の2第1項第3号に掲げる事業に係る計算

摘 要	課 税 標 準 額	令和八年度分基準法人事業税額／ 令和九年度分基準法人事業税額		比 較 法 人 事 業 税 額	
		税率	税 額（イ）	税率	税 額（ロ）
所得金額総額 別添① ⑧	円				
所得割 ⑨	000				円 00
付加価値額総額 第6号様式②の2②又は第6号様式②の2③					
付加価値額 ⑩	000		円 00		
資本金等の額総額 第6号様式②の2②又は第6号様式②の2③					
資本金等の額 ⑪	000		円 00		
収入金額総額 第6号様式②の2②又は第6号様式②の2③					
収入割 ⑫	000		円 00		円 00
仮計	⑨+⑩+⑪又は⑩+⑪		00		00

3. 控除額の計算

差引	⑫の(イ)－⑫の(ロ)＋⑪の(イ)－⑪の(ロ)	⑬	50,000
控除額	⑬×2/3又は⑬×1/3	⑭	33,400

第六号様式別表五の七（提出用）

■第六号様式

令和 8 年度版(令和 8 年 4 月 1 日以降本業開始年度より)

令和7年度版

：追加

：削除・移動

: 变更

[illegible][illegible]

令和8年度版(令和8年4月1日以降事業開始年度より)

令和7年度版

法人名	ビー・シー・エー商事株式会社	※ 処理事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申請区分	
		法人番号						
		事業年度	令和8年4月1日から	令和9年3月31日まで				

資本金等の額に関する計算書

1. 内国法人の資本金等の額に関する計算

収入金額課税事業(法第72条の2第1項第2号に掲げる事業)を併せて行う法人									
資本金等の額 別表5の2下表3③又は④、⑤若しくは⑥	①	兆	十億	百万	千	円	収入金額課税事業以外の事業に係る期末の従業員数	②	人
収入金額課税事業以外の事業に係る資本金等の額 ①×②/④	②						期末の総従業員数	③	
特定内国法人又は非課税事業を併せて行う法人									
月数按分後の資本金等の額 別表5の2④	④	兆	十億	百万	千	円	特定内国法人	⑤	
特定子会社の株式又は出資に係る控除額 別表5の2の4④	④						特定内国法人の付加価値額の総額に占める 国内の事業に帰属する付加価値額の割合 (別表5の2の2②-①乗数⑧/⑨乗数)	⑥	%
差引 ④-⑤	⑦						非課税事業を併せて行う法人	⑧	
外国の事業に係る控除額 又は⑧×別表5の2の2⑧/⑨乗数⑧	⑧						国内における非課税事業に係る期末の従業員数	⑩	人
再差引 ⑦-⑧	⑨						国内における事務所又は事業所の期末の従業員数	⑪	
非課税事業に係る控除額 ⑨×⑪/⑩	⑩								
課税標準の特例に係る控除額 ⑩	⑪								
控除額計 ⑨+⑩+⑪+⑫	⑫								

2. 特例適用対象法人等の資本金等の額に関する計算

法第72条の21第1項各号及び第2項関係										法附則第9条第1項関係									
資本金等の額 別表5の2下表3③	③	兆	十億	百万	千	円	資本金の額 別表5の2下表1①	①	兆	十億	百万	千	円						
法第72条の21第1項第1号に係る加算	④						法附則第9条第1項に係る額 ①×2	②											
法第72条の21第1項第2号及び第3号に係る控除 仮計 ④+⑤-⑥	⑤						法附則第9条第3項から第6項まで及び第17項 並びに令和8年改正法附則第6条第2項関係	⑥											
資本金の額 別表5の2下表1②	⑥						月数按分後の資本金等の額 別表5の2④又は⑤-⑥	⑦	兆	十億	百万	千	円						
資本準備金の額 仮計 ⑥+⑦	⑦						課税標準の特例に係る控除割合	⑧				12							
⑧と⑨のいずれか大きい額	⑧						未収金の帳簿価額	⑨				円							
							総資産価額	⑩											
							課税標準の特例に係る控除額 ⑩×⑧又は⑩×⑧/⑨	⑪	兆	十億	百万	千	円						
							法附則第9条第23項又は第25項関係	⑫											
							資本金等の額 別表5の2下表3③又は④	⑬	兆	十億	百万	千	円						
							政府の出資の金額又は取組資金の金額	⑭											
							法附則第9条第24項又は第26項に係る額 ⑬-⑭又は⑬-⑭×1/2	⑮											

3. 外国法人の資本金等の額に関する計算

月数按分後の資本金等の額 別表5の2④	④	兆	十億	百万	千	円	外国における事務所又は事業所の期末の従業員数	⑩	人
外国の事業に係る控除額 ④×⑩/⑪	⑤						期末の総従業員数	⑪	
差引 ④-⑤	⑥						非課税事業又は収入金額課税事業を併せて行う法人	⑫	
非課税事業又は収入金額課税事業に係る控除額 ⑥×⑫/⑬	⑦						国内における非課税事業又は収入金額課税事業に係る期末の従業員数	⑬	人
控除額計 ⑥+⑦	⑧						国内における事務所又は事業所の期末の従業員数	⑭	

法人名	ビー・シー・エー商事株式会社	※ 処理事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申請区分	
		法人番号						
		事業年度	令和7年4月1日から	令和8年3月31日まで				

資本金等の額に関する計算書

1. 内国法人の資本金等の額に関する計算

収入金額課税事業(法第72条の2第1項第2号に掲げる事業)を併せて行う法人									
資本金等の額 別表5の2下表3③又は④、⑤若しくは⑥	①	兆	十億	百万	千	円	収入金額課税事業以外の事業に係る期末の従業員数	②	人
収入金額課税事業以外の事業に係る資本金等の額 ①×②/④	②						期末の総従業員数	③	
特定内国法人又は非課税事業を併せて行う法人									
月数按分後の資本金等の額 別表5の2④	④	兆	十億	百万	千	円	特定内国法人	⑤	
特定子会社の株式又は出資に係る控除額 別表5の2の4④	④						特定内国法人の付加価値額の総額に占める 国内の事業に帰属する付加価値額の割合 (別表5の2の2②-①乗数⑧/⑨乗数)	⑥	%
差引 ④-⑤	⑦						非課税事業を併せて行う法人	⑧	
外国の事業に係る控除額 又は⑧×別表5の2の2⑧/⑨乗数⑧	⑧						国内における非課税事業に係る期末の従業員数	⑩	人
再差引 ⑦-⑧	⑨						国内における事務所又は事業所の期末の従業員数	⑪	
非課税事業に係る控除額 ⑨×⑪/⑩	⑩								
課税標準の特例に係る控除額 ⑩	⑪								
控除額計 ⑨+⑩+⑪+⑫	⑫								

2. 特例適用対象法人等の資本金等の額に関する計算

法第72条の21第1項各号及び第2項関係										法附則第9条第1項関係									
資本金等の額 別表5の2下表3③	③	兆	十億	百万	千	円	資本金の額 別表5の2下表1①	①	兆	十億	百万	千	円						
法第72条の21第1項第1号に係る加算	④						法附則第9条第1項に係る額 ①×2	②											
法第72条の21第1項第2号及び第3号に係る控除 仮計 ④+⑤-⑥	⑤						法附則第9条第4項から第7項まで及び第18項関係	⑥											
資本金の額 別表5の2下表1②	⑥						月数按分後の資本金等の額 別表5の2④又は⑤-⑥	⑦	兆	十億	百万	千	円						
資本準備金の額 仮計 ⑥+⑦	⑦						課税標準の特例に係る控除割合	⑧				円							
⑧と⑨のいずれか大きい額	⑧						未収金の帳簿価額	⑨											
							総資産価額	⑩											
							課税標準の特例に係る控除額 ⑩×⑧又は⑩×⑧/⑨	⑪	兆	十億	百万	千	円						
							法附則第9条第24項又は第26項関係	⑫											
							資本金等の額 別表5の2下表3③又は④	⑬	兆	十億	百万	千	円						
							政府の出資の金額又は取組資金の金額	⑭											
							法附則第9条第24項又は第26項に係る額 ⑬-⑭又は⑬-⑭×1/2	⑮											

3. 外国法人の資本金等の額に関する計算

月数按分後の資本金等の額 別表5の2④	④	兆	十億	百万	千	円	外国における事務所又は事業所の期末の従業員数	⑩	人
外国の事業に係る控除額 ④×⑩/⑪	⑤						期末の総従業員数	⑪	
差引 ④-⑤	⑥						非課税事業又は収入金額課税事業を併せて行う法人	⑫	
非課税事業又は収入金額課税事業に係る控除額 ⑥×⑫/⑬	⑦						国内における非課税事業又は収入金額課税事業に係る期末の従業員数	⑬	人
控除額計 ⑥+⑦	⑧						国内における事務所又は事業所の期末の従業員数	⑭	

令和7年度版

第七号の二様式（提出用）

第七号の二様式（提出用）

■第七号の二様式(その2)

令和8年度版(令和8年4月1日以降事業開始年度より)

令和7年度版

：追加 削除・移動 変更

外国の法人税等の額の控除
に関する明細書(その2)

事業年度	令和8・4・1 令和9・3・31	法人名	ビー・シー・エー商事
政令第9条の7第4項ただし書の規定の適用の有無	有・無	前3年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の明細	
政令第48条の13第5項ただし書の規定の適用の有無	有・無	事業年度	控除未済外国税額等 ⑬ 当期控除額 ⑭ 翌期繰越額 ⑮
当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の計算		令和8・6・25 令和9・6・24	円 円 円
控除対象外国税額		道府県 市町	円
当期の控除対象外国税額(別表1の⑦)	①		
前3年以内の控除限度額を超える外国税額(別表1の⑧)	②		
計 ①+②	③		
国税の控除限度額(別表1の⑨、同表の⑩又は同表の⑪+同表の⑫)	④		
外国税額のうち④の額を超える額は上段に、①と④の合計額を超える額は下段に	⑤		
道府県民税の控除限度額(別表1の⑬)	⑥		
市町村民税の控除限度額(別表1の⑭)	⑦		
前3年以内の控除余剰額のうち当期加算額(別表1の⑮は上段に、⑯は下段に)	⑧(イ) ⑧(ロ)		
計 ⑧(イ)+⑧(ロ)	⑨		
⑨又は⑨(イ)は上段に、⑨(ロ)は下段に	⑩		
当期分の控除外国税額(⑩又は⑩の各段のうち少ない額)	⑪(イ) ⑪(ロ)		
⑩又は当初申告税額控除額	⑫(イ) ⑫(ロ)		
前3年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額	⑬(イ) ⑬(ロ)		
法第53条第42項及び第321条の8第42項により控除できる金額(別表7(その2)の⑳)	⑭(イ) ⑭(ロ)		
当期分として算定した法人税割額⑮若しくは⑯又は⑯若しくは⑯第6号様式(その2)の㉑	⑮(イ) ⑮(ロ) ⑯(イ) ⑯(ロ)		
当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額(⑮若しくは⑯+⑭+⑮)のうち少ない額又は⑯及び⑯	⑰		
各都道府県・市町村ごとに控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の明細			
事務所又は事業所	従業員数又は補正後の従業員数	各都道府県ごとに控除すべき外国税額等	各都道府県ごとに算定した法人税割額
名称 所在地	人	円	円
ビー・シー・エー商事 山梨県南アルプス市	人	円	円
山梨県 小計	50		
特別区			
以外			
小計			
特別区			
ビー・シー・エー商事 東京都千代田区	150		
合計	200		
		控除未済繰越額 ㉒-㉓ ㉔	控除未済繰越額 ㉕-㉖ ㉗

第七号の二様式(提出用)

外国の法人税等の額の控除
に関する明細書(その2)

事業年度	令和7・4・1 令和8・3・31	法人名	ビー・シー・エー商事株式会社
政令第9条の7第4項ただし書の規定の適用の有無	有・無	前3年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の明細	
政令第48条の13第5項ただし書の規定の適用の有無	有・無	事業年度又は連結事業年度	控除未済外国税額等 ⑬ 当期控除額 ⑭ 翌期繰越額 ⑮
当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の計算		令和7・4・1 令和8・6・18	円 円 円
控除対象外国税額		道府県 市町	円
当期の控除対象外国税額(別表1の⑦)	①		
前3年以内の控除限度額を超える外国税額(別表1の⑧)	②		
計 ①+②	③		
国税の控除限度額(別表1の⑨、同表の⑩又は同表の⑪+同表の⑫)	④		
外国税額のうち④の額を超える額は上段に、①と④の合計額を超える額は下段に	⑤		
道府県民税の控除限度額(別表1の⑬)	⑥		
市町村民税の控除限度額(別表1の⑭)	⑦		
前3年以内の控除余剰額のうち当期加算額(別表1の⑮は上段に、⑯は下段に)	⑧(イ) ⑧(ロ)		
計 ⑧(イ)+⑧(ロ)	⑨		
⑨又は⑨(イ)は上段に、⑨(ロ)は下段に	⑩		
当期分の控除外国税額(⑩又は⑩の各段のうち少ない額)	⑪(イ) ⑪(ロ)		
⑩又は当初申告税額控除額	⑫(イ) ⑫(ロ)		
前3年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額	⑬(イ) ⑬(ロ)		
法第53条第42項及び第321条の8第42項により控除できる金額(別表7(その2)の⑳)	⑭(イ) ⑭(ロ)		
当期分として算定した法人税割額⑮若しくは⑯又は⑯若しくは⑯第6号様式(その2)の㉑	⑮(イ) ⑮(ロ) ⑯(イ) ⑯(ロ)		
当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額(⑮若しくは⑯+⑭+⑮)のうち少ない額又は⑯及び⑯	⑰		
各都道府県・市町村ごとに控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の明細			
事務所又は事業所	従業員数又は補正後の従業員数	各都道府県ごとに控除すべき外国税額等	各都道府県ごとに算定した法人税割額
名称 所在地	人	円	円
ビー・シー・エー商事 山梨県南アルプス市	人	円	円
山梨県 小計	27		
特別区			
以外			
小計			
特別区			
ビー・シー・エー商事 東京都千代田区	100		
合計	127		
		控除未済繰越額 ㉒-㉓ ㉔	控除未済繰越額 ㉕-㉖ ㉗

第七号の二様式(提出用)

令和 8 年度版(令和 8 年 4 月 1 日以降事業開始年度より)

令和 7 年度版

控除余額又は控除限度額を超える外国税額の計算に関する明細書										事業年度	令和 8・4・1 令和 9・3・31	法人名	ビー・シー・エー商事株式会社		
当期分の控除余額又は控除限度額を超える外国税額の計算															
当期分の控除限度額	法人税の控除限度額 ①			円			当期分の控除余額	国税の控除余額 ①－⑦ ⑧			円				
	地方法人税の控除限度額 ②							道府県民税の控除余額(①+②+③+④－⑦)又は④のうち少ない金額 ⑨							
	防衛特別法人税の控除限度額 ③							市町村民税の控除余額(⑥－⑦)又は⑤のうち少ない金額 ⑩							
	道府県民税の控除限度額 ④							計 ⑧+⑨+⑩ ⑪							
	市町村民税の控除限度額 ⑤														
計 ①+②+③+④+⑤ ⑥															
当期の控除対象外国税額 ⑦								当期分の控除限度額を超える外国税額 ⑦－⑥ ⑫							
前 3 年以内の控除余額又は控除限度額を超える外国税額の明細															
事業年度	控 除 余 額									控除限度額を超える外国税額					
	国 税			道府県民税			市町村民税			前 期からの繰越額	当期分な繰越額	翌 期からの繰越額			
	前 期からの繰越額	当期に算入する額	翌 期に繰越る額	前 期からの繰越額	当期に算入する額	翌 期に繰越る額	前 期からの繰越額	当期に算入する額	翌 期に繰越る額						
・ ・	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
・ ・				円			円			円			円		
・ ・															
・ ・															
・ ・															
・ ・															
・ ・															
・ ・															
・ ・															
合 計	⑬	⑭		⑮	⑯		⑰	⑱		⑲	⑳				
当 期 分	③の額	④の額	⑤－⑥の額	⑦の額	⑧の額	⑨－⑩の額	⑪の額	⑫の額	⑬－⑭の額	⑮の額	⑯＋⑰の額	⑱－(⑬＋⑭＋⑮)の額			
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
前 3 年以内の控除余額の当期の限度額への加算額	国 税	⑬のうち⑬に充てられる額 ⑲			円			前 3 年以内の控除限度額を超える外国税額の当期への繰越額	国 税	⑱のうち⑱に充てられる額 ⑳			円		
	道府県民税	⑮のうち⑮に充てられる額 ㉑							道府県民税	⑲－⑱のうち㉑に充てられる額 ㉒					
	市町村民税	⑰のうち⑰に充てられる額 ㉓							市町村民税	⑲－㉑のうち㉒に充てられる額 ㉔					
	計	⑲＋㉑＋㉓ ㉕							計	㉒＋㉔＋㉔ ㉖					

第七号の二様式別表一 (提出用)

控除余額又は控除限度額を超える外国税額の計算に関する明細書										事業年度	令和 7・4・1 令和 8・3・31	法人名	ビー・シー・エー商事株式会社		
当期分の控除余額又は控除限度額を超える外国税額の計算															
当期分の控除限度額	法人税の控除限度額 ①			円			当期分の控除余額	国税の控除余額 ①－⑥ ⑦			円				
	地方法人税の控除限度額 ②							道府県民税の控除余額(①+②+③－⑥)又は③のうち少ない金額 ⑧							
	道府県民税の控除限度額 ③							市町村民税の控除余額(⑤－⑥)又は④のうち少ない金額 ⑨							
	市町村民税の控除限度額 ④							計 ⑦+⑧+⑨ ⑩							
	計 ①+②+③+④ ⑤														
当期の控除対象外国税額 ⑥								当期分の控除限度額を超える外国税額 ⑥－⑤ ⑪							
前 3 年以内の控除余額又は控除限度額を超える外国税額の明細															
事業年度又は 連結事業年度	控 除 余 額									控除限度額を超える外国税額					
	国 税			道府県民税			市町村民税			前 期からの繰越額	当期分な繰越額	翌 期からの繰越額			
	前 期からの繰越額	当期に算入する額	翌 期に繰越る額	前 期からの繰越額	当期に算入する額	翌 期に繰越る額	前 期からの繰越額	当期に算入する額	翌 期に繰越る額						
・ ・	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
・ ・				円			円			円			円		
・ ・															
・ ・															
・ ・															
・ ・															
・ ・															
・ ・															
・ ・															
・ ・															
合 計	⑰	⑱		⑲	㉑		㉒	㉓		㉔	㉕				
当 期 分	⑦の額	⑧の額	⑨－⑩の額	⑪の額	⑫の額	⑬－⑭の額	⑮の額	⑯の額	⑰－⑱の額	⑲の額	㉑＋㉒の額	㉓－(㉑＋㉒)の額			
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
前 3 年以内の控除余額の当期の限度額への加算額	国 税	⑱のうち⑱に充てられる額 ㉖			円			前 3 年以内の控除限度額を超える外国税額の当期への繰越額	国 税	㉓のうち㉓に充てられる額 ㉗			円		
	道府県民税	㉕のうち㉕に充てられる額 ㉘							道府県民税	㉑－㉓のうち㉔に充てられる額 ㉙					
	市町村民税	㉗のうち㉗に充てられる額 ㉚							市町村民税	㉑－㉕のうち㉖に充てられる額 ㉛					
	計	㉖＋㉘＋㉚ ㉜							計	㉙＋㉛＋㉛ ㉝					

第七号の二様式別表一 (提出用)

令和7年度版

第二十号の四様式（提出用）

第二十号の四様式（提出用）

令和8年度版(令和8年4月1日以降事業開始年度より)

令和7年度版

控除余額又は控除限度額を超える外国税額の計算に関する明細書										
事業年度		令和8・4・1 令和9・3・31		法人名		ビー・シー・エー商事株式会社				
当期分の控除余額又は控除限度額を超える外国税額の計算										
当期分の控除限度額	法人税の控除限度額①		円	当期分の控除余額	国税の控除余額 ①-⑦ ⑧		円			
	地方法人税の控除限度額②		円		道府県民税の控除余額(①+②+③+④-⑦)又は④のうち少ない金額 ⑨		円			
	防衛特別法人税の控除限度額③		円		市町村民税の控除余額(⑥-⑦)又は⑤のうち少ない金額 ⑩		円			
	道府県民税の控除限度額④		円		計 ⑧+⑨+⑩ ⑪		円			
	市町村民税の控除限度額⑤		円				円			
計 ①+②+③+④+⑤ ⑥										
当期の控除対象外国税額⑦					当期分の控除限度額を超える外国税額 ⑦-⑥ ⑫					
前3年以内の控除余額又は控除限度額を超える外国税額の明細										
事業年度	控 除 余 裕 額						控除限度額を超える外国税額			
	国 税			道府県民税			市町村民税			
	前 期からの繰越額	当 期に算入する額	翌 期繰越額	前 期からの繰越額	当 期に算入する額	翌 期繰越額	前 期からの繰越額	当 期に算入する額	翌 期繰越額	
・										
・										
・										
・										
・										
・										
・										
・										
・										
・										
合 計	⑬	⑭		⑮	⑯		⑰	⑱		
当 期 分	③の額	④の額	⑤-④の額	⑥の額	⑦の額	⑧-⑦の額	⑨の額	⑩の額	⑪-⑩の額	⑫-⑪+⑬+⑭の額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
前3年以内の控除余額の当期の限度額への加算額	国 税	⑬のうち⑬に充てられる額 ⑲			前3年以内の控除限度額を超える外国税額の当期への繰越額			国 税	⑬のうち⑬に充てられる額 ⑲	
	道府県民税	⑮のうち⑮に充てられる額 ⑲						道府県民税	⑮のうち⑮に充てられる額 ⑲	
	市町村民税	⑰のうち⑰に充てられる額 ⑲						市町村民税	⑰のうち⑰に充てられる額 ⑲	
	計	⑲+⑲+⑲ ⑲						計	⑲+⑲+⑲ ⑲	

第二十号の四様式別表一 (提出用)

控除余額又は控除限度額を超える外国税額の計算に関する明細書										
事業年度		令和7・4・1 令和8・3・31		法人名		ビー・シー・エー商事株式会社				
当期分の控除余額又は控除限度額を超える外国税額の計算										
当期分の控除限度額	法人税の控除限度額①		円	当期分の控除余額	国税の控除余額 ①-⑥ ⑦		円			
	地方法人税の控除限度額②		円		道府県民税の控除余額(①+②+③-⑥)又は③のうち少ない金額 ⑧		円			
	道府県民税の控除限度額③		円		市町村民税の控除余額(⑤-⑥)又は④のうち少ない金額 ⑨		円			
	市町村民税の控除限度額④		円		計 ⑦+⑧+⑨ ⑩		円			
	計 ①+②+③+④ ⑤		円				円			
当期の控除対象外国税額⑥					当期分の控除限度額を超える外国税額 ⑥-⑤ ⑪					
前3年以内の控除余額又は控除限度額を超える外国税額の明細										
事業年度又は 連結事業年度	控 除 余 裕 額						控除限度額を超える外国税額			
	国 税			道府県民税			市町村民税			
	前 期からの繰越額	当 期に算入する額	翌 期繰越額	前 期からの繰越額	当 期に算入する額	翌 期繰越額	前 期からの繰越額	当 期に算入する額	翌 期繰越額	
・										
・										
・										
・										
・										
・										
・										
・										
・										
・										
合 計	⑬	⑭		⑮	⑯		⑰	⑱		
当 期 分	⑦の額	⑧の額	⑦-⑧の額	⑨の額	⑩の額	⑩-⑨の額	⑪の額	⑫の額	⑬-⑫の額	⑭-⑬+⑮+⑯の額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
前3年以内の控除余額の当期の限度額への加算額	国 税	⑬のうち⑬に充てられる額 ⑲			前3年以内の控除限度額を超える外国税額の当期への繰越額			国 税	⑬のうち⑬に充てられる額 ⑲	
	道府県民税	⑮のうち⑮に充てられる額 ⑲						道府県民税	⑮のうち⑮に充てられる額 ⑲	
	市町村民税	⑰のうち⑰に充てられる額 ⑲						市町村民税	⑰のうち⑰に充てられる額 ⑲	
	計	⑲+⑲+⑲ ⑲						計	⑲+⑲+⑲ ⑲	

第二十号の四様式別表一 (提出用)

■第六号の三様式

令和8年度版(令和8年4月1日以降事業開始年度より)

受付印		令和 年 月 日		第 号		第 号		第 号	
所在地 東京都千代田区 山梨県南アルプス市		事業種目		法人番号		申告年月日			
(ふりがな)		(電話)		前期末現在の資本金の額 又は出資金の額		1,500,000.00			
法人名 ピー・シー・エー商事株式会社		(ふりがな)		前期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額					
代表者氏名		(ふりがな)		前期末現在の 資本金等の額					
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの事業年度分の事業税の予定申告書									
事業税					道府県民税				
前事業年度の事業税額(①の金額)					前事業年度の法人税割額(②の金額)				
所得割額(③× $\frac{6}{6}$)					予定申告税額(①× $\frac{6}{6}$)				
付加価値割額(④× $\frac{6}{6}$)					この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額				
資本割額(⑤× $\frac{6}{6}$)					この申告により納付すべき法人税割額②-③				
収入割額(⑥× $\frac{6}{6}$)					均等割額				
前事業年度の特別法人事業税額(⑦)					この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の事業税額及び特別法人事業税額				
特別法人事業税額(⑧× $\frac{6}{6}$)					この申告により納付すべき事業税額及び特別法人事業税額				
予定申告税額(⑨+⑩+⑪+⑫+⑬)					前事業年度の事業税額・特別法人事業税額の明細				
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の事業税額及び特別法人事業税額					この申告により納付すべき道府県民税額⑭+⑮				
特別法人事業税額					前事業年度の法人税割額の明細				
前事業年度の事業税額・特別法人事業税額の明細					(特別控除取戻税額等)課税標準となる法人税額				
摘要 所得金額総額①					法人税割額⑩				
課税標準 所得金額②					道府県民税の特定寄附金税額控除額⑪				
税額 付加価値額③					税額控除超過額⑫				
税額 付加価値額④					外国の法人税等の額の控除額⑬				
税額 資本金等の額⑤					仮装経理に基づく法人税割額の控除額⑭				
税額 収入金額⑥					租税条約の実施に係る事業税額の控除額⑮				
税額 収入金額⑦					納付すべき事業税額⑯-⑰-⑱-⑲				
税額 収入金額⑧					⑯のうち特別控除取戻税額等に係る法人税割額⑳				
税額 収入金額⑨					差引法人税割額㉑-㉒-㉓				
税額 収入金額⑩					法第15条の4の徴収額を受けようとする税額				
税額 収入金額⑪					この申告の期間 令和8・4・1 令和8・9・30				
税額 収入金額⑫					前事業年度の期間 令和7・4・1 令和8・3・31				
税額 収入金額⑬					通算親法人の事業年度の期間				
税額 収入金額⑭					間与税理士名 (電話)				
税額 収入金額⑮					備考				

第六号の三様式
提出用

令和7年度版

受付印		令和 年 月 日		第 号		第 号		第 号	
所在地 東京都千代田区		事業種目		法人番号		申告年月日			
(ふりがな)		(電話)		前期末現在の資本金の額 又は出資金の額		1,100,000.00			
法人名 ピー・シー・エー商事		(ふりがな)		前期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額					
代表者氏名		(ふりがな)		前期末現在の 資本金等の額					
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの事業年度分の事業税の予定申告書									
事業税					都民税				
前事業年度の事業税額(①の金額)					前事業年度の法人税割額(②の金額)				
所得割額(③× $\frac{6}{6}$)					予定申告税額				
付加価値割額(④× $\frac{6}{6}$)					この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額				
資本割額(⑤× $\frac{6}{6}$)					この申告により納付すべき法人税割額②-③				
収入割額(⑥× $\frac{6}{6}$)					均等割額				
前事業年度の特別法人事業税額(⑦)					この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の事業税額及び特別法人事業税額				
特別法人事業税額(⑧× $\frac{6}{6}$)					この申告により納付すべき事業税額及び特別法人事業税額				
予定申告税額(⑨+⑩+⑪+⑫+⑬)					前事業年度の事業税額・特別法人事業税額の明細				
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の事業税額及び特別法人事業税額					この申告により納付すべき都民税額⑭+⑮				
特別法人事業税額					前事業年度の法人税割額の明細				
前事業年度の事業税額・特別法人事業税額の明細					(特別控除取戻税額等)課税標準となる法人税額				
摘要 所得金額総額①					法人税割額⑩				
課税標準 所得金額②					都民税の特定寄附金税額控除額⑪				
税額 付加価値額③					税額控除超過額⑫				
税額 付加価値額④					外国の法人税等の額の控除額⑬				
税額 資本金等の額⑤					仮装経理に基づく法人税割額の控除額⑭				
税額 収入金額⑥					租税条約の実施に係る事業税額の控除額⑮				
税額 収入金額⑦					納付すべき事業税額⑯-⑰-⑱-⑲				
税額 収入金額⑧					⑯のうち特別控除取戻税額等に係る法人税割額⑳				
税額 収入金額⑨					差引法人税割額㉑-㉒-㉓				
税額 収入金額⑩					法第15条の4の徴収額を受けようとする税額				
税額 収入金額⑪					この申告の期間 令和7・4・1 令和7・8・31				
税額 収入金額⑫					前事業年度の期間 令和7・3・31				
税額 収入金額⑬					通算親法人の事業年度の期間				
税額 収入金額⑭					間与税理士名 (電話)				
税額 収入金額⑮					備考				

第六号の三様式
(令和七年改正)

◆地方税電子申告について

○対象手続き

◇法人都道府県民税・事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税

手続き ID	手続き名
R0102100	法人都道府県民税・事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税 確定申告
R0102101	法人都道府県民税・事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税 修正確定申告
R0102010	法人都道府県民税・事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税 予定申告
R0102011	法人都道府県民税・事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税 修正予定申告
R0102020	法人都道府県民税・事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税 中間申告
R0102021	法人都道府県民税・事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税 修正中間申告

◇法人市町村民税

手続き ID	手続き名
R0504100	法人市町村民税 確定申告
R0504101	法人市町村民税 修正確定申告
R0504010	法人市町村民税 予定申告
R0504011	法人市町村民税 修正予定申告
R0504020	法人市町村民税 中間申告
R0504021	法人市町村民税 修正中間申告

○様式 Version

◆法人都道府県民税・事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税

様式名	対象事業年度	様式 ID	Version
第六号様式 中間・確定申告書	令和 8 年 4 月 1 日前開始事業年度	R0102AA250	Ver.250
	令和 8 年 4 月 1 日以後開始事業年度	R0102AA260	Ver.260
第六号様式別表二の五 控除対象還付法人税額又は控除対象個別帰属還付税額の控除明細書	—	R0102BG240	Ver.240
第六号様式別表四の三 均等割額の計算に関する明細書	—	R0102AG211	Ver.211
第六号様式別表五 所得金額に関する計算書	—	R0102AI250	Ver.250
第六号様式別表五の二 付加価値額及び資本金等の額の計算書	令和 8 年 4 月 1 日前開始事業年度	R0102BN250	Ver.250
	令和 8 年 4 月 1 日以後開始事業年度	R0102BN260	Ver.260
第六号様式別表五の二の二 付加価値額に関する計算書	—	R0102BO240	Ver.240
第六号様式別表五の二の三 資本金等の額に関する計算書	—	R0102BP251	Ver.251
第六号様式別表五の二の四 特定子会社の株式等に係る控除額に関する計算書	—	R0102BQ150	Ver.150
第六号様式別表五の三 報酬給与額に関する明細書	—	R0102BR220	Ver.220
第六号様式別表五の三の二 労働者派遣等に関する明細書	—	R0102BS220	Ver.220
第六号様式別表五の四 純支払利子に関する明細書	—	R0102BT220	Ver.220

様式名	対象事業年度	様式 ID	Version
第六号様式別表五の五 純支払賃借料に関する明細書	—	R0102BU220	Ver.220
第六号様式別表五の六の三 給与等の支給額が増加した場合の付加価値額の控除に関する明細書	—	R0102DP250	Ver.250
第六号様式別表五の七 令和6年改正法附則第8条第2項の控除額に関する計算書	—	R0102EJ260	Ver.260
第六号様式別表九 欠損金額等及び災害損失欠損金額の控除明細書	令和8年4月1日前開始事業年度	R0102AM240	Ver.240
	令和8年4月1日以後開始事業年度	R0102AM260	Ver.260
第六号様式別表九の二 認定事業適応法人の欠損金額等の控除の特例に関する明細書	—	R0102DF211	Ver.211
第六号様式別表十一 民事再生等評価換えが行われる場合以外の再生等欠損金額等及び解散の場合の欠損金額等の控除明細書	令和8年4月1日前開始事業年度	R0102AO240	Ver.240
	令和8年4月1日以後開始事業年度	R0102AO260	Ver.260
第六号様式別表十四 基準法人所得割額及び基準法人収入割額に関する計算書	—	R0102BV220	Ver.220
第六号の三様式 予定申告書	令和8年4月1日前開始事業年度	R0102AT211	Ver.211
	令和8年4月1日以後開始事業年度	R0102AT260	Ver.260
第七号の二様式 外国の法人税等の額の控除に関する明細書（その1）	令和8年4月1日前開始事業年度	R0102AC220	Ver.220
	令和8年4月1日以後開始事業年度	R0102AC260	Ver.260
第七号の二様式（東京都用） 外国の法人税等の額の控除に関する明細書（その2）	令和8年4月1日前開始事業年度	R0102AD220	Ver.220
	令和8年4月1日以後開始事業年度	R0102AD260	Ver.260
第七号の二様式別表一 控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算に関する明細書	令和8年4月1日前開始事業年度	R0102AE240	Ver.240
	令和8年4月1日以後開始事業年度	R0102AE260	Ver.260
第七号の二様式別表二 控除限度額の計算に関する明細書	—	R0102AF240	Ver.240
第七号の三様式 特定寄附金を支出した場合の税額控除の計算に関する明細書	令和8年4月1日前開始事業年度	R0102CE220	Ver.220
	令和8年4月1日以後開始事業年度	R0102CE260	Ver.260
第十号様式（その1） 課税標準の分割に関する明細書（その1）	—	R0102AY220	Ver.220

◆法人市町村民税

様式名	対象事業年度	様式 ID	Version
第二十号様式 中間・確定申告書	—	R0504AA211	Ver.211
第二十号様式別表二の五 控除対象還付法人税額又は控除対象個別帰属還付税額の控除明細書	—	R0504AR240	Ver.240
第二十号の四様式 外国の法人税等の額の控除に関する明細書	令和8年4月1日前開始事業年度	R0504AC220	Ver.220
	令和8年4月1日以後開始事業年度	R0504AC260	Ver.260
第二十号の四様式別表一 控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算に関する明細書	令和8年4月1日前開始事業年度	R0504AD240	Ver.240
	令和8年4月1日以後開始事業年度	R0504AD260	Ver.260
第二十号の四様式別表二 控除限度額の計算に関する明細書	—	R0504AE211	Ver.211
第二十号の五様式 特定寄附金を支出した場合の税額控除の計算に関する明細書	—	R0504AX240	Ver.240
第二十号様式別表四の三 均等割額の計算に関する明細書	—	R0504AF240	Ver.240
第二十号の三様式 予定申告書	—	R0504AH211	Ver.211
第二十二号の二様式（その1） 課税標準の分割に関する明細書（その1）	—	R0504AM211	Ver.211

◆税理士書面添付書類

様式名	様式 ID	Version
税務代理権限証書	R0999AC230	Ver230
申告書の作成に関する計算事項等記載書面 (1/4)	R0999AD230	Ver230
申告書の作成に関する計算事項等記載書面 (2/4)	R0999AE230	Ver230
申告書の作成に関する計算事項等記載書面 (3/4)	R0999AF230	Ver230
申告書の作成に関する計算事項等記載書面 (4/4)	R0999AJ230	Ver230
申告書に関する審査事項等記載書面 (1/4)	R0999AG230	Ver230
申告書に関する審査事項等記載書面 (2/4)	R0999AH230	Ver230
申告書に関する審査事項等記載書面 (3/4)	R0999AI230	Ver230
申告書に関する審査事項等記載書面 (4/4)	R0999AK230	Ver230

◆財務諸表

様式名	様式 ID	Version
財務諸表(XBRL2.1)	HOT010	Ver1.0、Ver2.0 Ver3.0